

第 4 章

分類項目名及び内容説明

J 建設・採掘の職業

主に身体を使って行う、建設の作業、電気工事の作業、建設・土木工事現場における土砂の掘削などの作業、鉱物の採掘・採取の作業をいう。

なお、建設機械の運転の作業は、[I 輸送・機械運転の職業] に分類する。

この大分類に該当する職業は、次のいずれかの中分類に分類する。

- 70 建設躯体工事の職業
- 71 建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）
- 72 電気工事の職業
- 73 土木の職業
- 74 採掘の職業

70 建設躯体工事の職業

建設躯体工事における型枠の組立作業、とび（鳶）の作業、鉄筋の組立作業をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 701 型枠大工
- 702 とび工
- 703 鉄筋工

701 型枠大工

木製・金属製の型枠を用いてコンクリート流し込み用型枠および型枠を支える支柱を組み立て、取り付ける作業、ならびに型枠を解体する作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)家屋の建築工事において木工作业に従事するもの [711]
- (2)型枠にコンクリートを流し込む作業にもっぱら従事するもの [731]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

- 701-01 型枠大工

701-01 型枠大工

木製・金属製の型枠を用いてコンクリート流し込み用型枠および型枠を支える支柱を組み立て、取り付ける作業、ならびに型枠を解体する作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)家屋の建築工事において木工作业に従事するもの [711-01]

大分類 J 建設・採掘の職業

(2)型枠にコンクリートを流し込む作業にもっぱら従事するもの [731-01]

- 型枠解体工、型枠工、コンクリート型枠組工
- × 建築大工 [711-01]、コンクリート注入作業員 [731-01]

702 とび工

建設躯体工事における足場の組立・鉄骨の組立、建造物の解体などの作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 702-01 建築とび工
- 702-02 取りこわし作業員
- 702-98 とび工見習

702-01 建築とび工

ビル・家屋などの建築物の躯体工事における足場の組立・鉄骨の組立、くい（杭）打ち、重量物の運搬などの作業に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)クレーンの運転にもっぱら従事するもの [693-01]
- (2)くい打機の運転にもっぱら従事するもの [695-01]
- (3)玉掛けの作業にもっぱら従事するもの [696-01]
- 足場組立工、重量物とび職、鉄骨とび工、とび職
- × クレーン運転工 [693-01]、くい打機運転工 [695-01]、玉掛作業員 [696-01]

702-02 取りこわし作業員

ビル・家屋などの建築物の解体、廃材の分別・撤去の作業に従事するものをいう。

ただし、建設機械を運転して、建物を解体する作業にもっぱら従事するもの [695-01]を除く。

なお、貨物自動車を運転して、廃材を撤去する仕事に従事するものは、[663、669]に分類する。

- 解体工（建造物）、家屋解体工、建築解体工、コンクリートはつり工（解体工事）
- × トラック運転手 [663-01]、産業廃棄物運搬車運転手 [669-99]、ショベルカー運転工 [695-01]、ブレーカ運転工 [695-01]

702-98 とび工見習

とび工の見習であるものをいう。

- 建築とび工（見習）、鉄骨とび工（見習）、とび見習

703 鉄筋工

鉄筋コンクリート工事において、鉄筋を切断・屈曲・結束して、型枠に組み込む作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

703-01 土木鉄筋工

703-02 建築鉄筋工

703-01 土木鉄筋工

道路・橋・トンネル・河川などの土木施設の鉄筋コンクリート工事において、鉄筋を切断・屈曲・結束して、型枠に組み込む作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)クレーンの運転にもっぱら従事するもの [693-01]

(2)玉掛けの作業にもっぱら従事するもの [696-01]

○ 土木鉄筋工

× クレーン運転工 [693-01]、玉掛作業員 [696-01]

703-02 建築鉄筋工

ビル・家屋などの建築物の鉄筋コンクリート工事において、鉄筋を切断・屈曲・結束して、型枠に組み込む作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)建築物の柱・梁となる鉄骨を製作する作業に従事するもの [532-01]

(2)クレーンの運転にもっぱら従事するもの [693-01]

(3)玉掛けの作業にもっぱら従事するもの [696-01]

(4)鉄骨の組立作業に従事するもの [702-01]

○ 建築鉄筋工

× 建築鉄工 [532-01]、クレーン運転工 [693-01]、玉掛作業員 [696-01]、鉄骨とび工 [702-01]

71 建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）

大工・ブロック積み・タイル張り・屋根ふ（葺）き・壁塗り・畳の仕立て・配管・内装・防水の作業などの〔70 建設躯体工事の職業〕に含まれない建設の作業をいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)塗装の作業〔64 生産関連・生産類似の職業〕
- (2)建設機械の運転の作業〔69 定置・建設機械運転の職業〕
- (3)電気工事の作業〔72 電気工事の職業〕
- (4)土木工事の作業〔73 土木の職業〕

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 711 大工
- 712 ブロック積工、タイル張工
- 713 屋根ふき工
- 714 左官
- 715 畳工
- 716 配管工
- 717 内装工
- 718 防水工
- 719 その他の建設の職業

711 大工

家屋などの組立建築のため、柱・梁など構造材の組み上げ、屋根野地下地造り、床張り、壁下地作り、造作加工・取り付けなどの木工作业に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 711-01 建築大工
- 711-98 大工見習
- 711-99 他に分類されない大工

711-01 建築大工

家屋の組立建築のため、柱・梁など構造材の組み上げ、屋根野地下地造り、床張り、壁下地作り、造作加工・取り付けなどの木工作业に従事するものをいう。

ただし、建築工事における足場作りの作業に従事するもの〔702-01〕を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)建築物の設計図の作成、工事監理などの仕事に従事するもの〔091-01〕
- (2)建築工事において、施工図・工程表の作成、作業の指揮・監督などの仕事に従事するもの〔091-02〕
- (3)木工用加工機械を用いて木材の切断・切削加工を行う作業に従事するもの〔561-03〕

- (4)木製の家具・建具を製造する作業に従事するもの [561-04]
- (5)小箱・神仏具などの指物を製作する作業に従事するもの [561-05]
- (6)コンクリート流し込み用型枠の組立・取り付け・解体の作業に従事するもの [701-01]
- (7)プレハブ住宅の組立の作業に従事するもの [719-99]

- 営繕大工、造作大工、宮大工
- × 建築設計士 [091-01]、建築工事現場監督 [091-02]、機械プレカット工 [561-03]、家具大工 [561-04]、指物職 [561-05]、型枠大工 [701-01]、建築とび工 [702-01]、プレハブ住宅パネル組立工 [719-99]

711-98 大工見習

大工の見習であるものをいう。

- 大工（見習）

711-99 他に分類されない大工

大道具の製作、舞台の製作、その他 711-01 および 711-98 に含まれない木工作业に従事するものをいう。

- 大道具係、舞台製作大工

712 ブロック積工、タイル張工

コンクリートブロック・れんがを用いて各種構築物を築造・修理するため、ブロック・れんがを積み上げ、目地詰めする作業に従事するもの、およびタイル・石材などを壁・柱・床などに張り付け、目地詰めする作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 712-01 ブロック積工
- 712-02 れんが積工
- 712-03 タイル張工
- 712-04 石張工
- 712-98 ブロック積工見習、タイル張工見習

712-01 ブロック積工

塀などを築造・修理するため、コンクリートブロックを積み上げ、セメントモルタルなどを用いて目地詰めする作業に従事するものをいう。

- 建築ブロック工

712-02 れんが積工

壁・塀・炉などを築造・修理するため、れんがを積み上げ、セメントモルタルなどを用いて目地詰めする作業に従事するものをいう。

- 築炉工、れんが積工、炉修工

712-03 タイル張工

タイルを壁・柱・床などにセメントモルタル・接着剤を用いて張り付け、セメントモルタルなどを用いて目地詰めする作業に従事するものをいう。

なお、ゴム・プラスチック・リノリウムの床張りの作業に従事するものは、[717-03]に分類する。

- タイル壁張工、タイル床張工
- × ゴム床張工 [717-03]、プラスチック床張工 [717-03]、リノリウム床張工 [717-03]

712-04 石張工

石材を壁・柱・床などにセメントモルタル・接着剤を用いて張り付け、セメントモルタルなどを用いて目地詰めする作業に従事するものをいう。

なお、壁・塀・石垣などを築造するため、石材を積み上げる作業に従事するものは、[542-09]に分類する。

- テラコッタ取付工
- × 石積工 [542-09]

712-98 ブロック積工見習、タイル張工見習

ブロック積工・れんが積工・タイル張工・石張工のそれぞれの見習であるものをいう。

- 石張工（見習）、タイル張工（見習）、ブロック積工（見習）、れんが張工（見習）

713 屋根ふき工

屋根ふ（葺）き・ふきかえのため、かわら・スレートなどを屋根に固定する作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)金属板を用いて屋根をふく作業に従事するもの [533]
- (2)面土塗りの作業にもっぱら従事するもの [714]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 713-01 かわらふき工
- 713-98 屋根ふき工見習
- 713-99 他に分類されない屋根ふき工

713-01 かわらふき工

かわらを用いて屋根をふ（葺）くため、栈木を屋根の下地材に打付ける作業、屋根にかわらを運び上げ、軒先から順に重ねて固定する作業などに従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)金属板を用いて屋根をふく作業に従事するもの [533-01]

(2)面土塗りの作業にもっぱら従事するもの [714-01]

- かわら屋根ふき職
- × 金属屋根ふき工 [533-01]、面土塗工 [714-01]

713-98 屋根ふき工見習

屋根ふき工の見習であるものをいう。

- 屋根ふき工（見習）

713-99 他に分類されない屋根ふき工

スレートふきの作業、その他 713-01 および 713-98 に含まれない屋根ふきの作業に従事するものをいう。

- スレート屋根ふき工、わら屋根ふき工

714 左官

土・モルタル・プラスター・漆くい（喰）などの壁材料を用いて壁を塗る作業に従事するものをいう。

なお、壁にタイルを張り付ける作業に従事するものは、[712] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 714-01 左官
- 714-98 左官見習

714-01 左官

土・モルタル・プラスター・漆くい（喰）などの壁材料を用いて壁を塗る作業に従事するものをいう。

なお、壁にタイルを張り付ける作業に従事するものは、[712-03] に分類する。

- 木舞工、左官職、左官手元、左官吹付工、屋根左官、ラス張工
- × タイル張工 [712-03]

714-98 左官見習

左官の見習であるものをいう。

- 左官（見習）

715 畳工

畳の仕立て（畳表・畳べりの縫い付け）、畳の取り外し・はめ込み、畳表の裏返し・取り替えの作業に従事するものをいう。

なお、畳床・畳表を製作する作業にもっぱら従事するものは、[561] に分類する。

大分類 J 建設・採掘の職業

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

715-01 畳工

715-98 畳工見習

715-01 畳工

畳の仕立て（畳表・畳べりの縫い付け）、畳の取り外し・はめ込み、畳表の裏返し・取り替えの作業に従事するものをいう。

なお、畳床・畳表を製作する作業にもっぱら従事するものは、[561-99] に分類する。

- 畳表替工、畳仕立工、畳職
- × 畳表製造工 [561-99]、畳床製造工 [561-99]

715-98 畳工見習

畳工の見習であるものをいう。

- 畳工（見習）

716 配管工

ガス管・蒸気管・水道管・通風管・輸送管などの寸法取り・管曲げ・継手付け・取り付けの作業に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

(1)電線管の曲げ・取り付けの作業に従事するもの [722、723]

(2)土管・コンクリート管の敷設作業に従事するもの [731]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)ダクトの製作・取り付けの作業に従事するもの [533]

(2)洗面台・便器・ユニットバス・システムキッチンなどの住宅水回り設備の取り付け・据え付けの作業に従事するもの [719]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

716-01 配管工

716-98 配管工見習

716-01 配管工

ガス管・蒸気管・水道管・通風管・輸送管などの寸法取り・管曲げ・継手付け・取り付けの作業に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

(1)電線管の曲げ・取り付けの作業に従事するもの [722-01、723-01]

(2)土管・コンクリート管の敷設作業に従事するもの [731-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)ダクトの製作・取り付けの作業に従事するもの [533-01]

(2)洗面台・便器・ユニットバス・システムキッチンなどの住宅水回り設備の取り付け・据え付けの作業に従事するもの [719-04]

- ガス配管工、空調配管工、航空機配管工、水道配管工、スチーム配管工、船舶配管工、鉄道車両配管工、配管修理工
- × ダクト工 [533-01]、住宅水回り設備取付工 [719-04]、地中配電線工 [722-01]、地下ケーブル配線工 [723-01]、コンクリート管敷設工 [731-01]、土管配管工 [731-01]

716-98 配管工見習

配管工の見習であるものをいう。

- 配管工（見習）

717 内装工

金属製建具の取り付け、ガラスのはめ込み、室内の床・壁・天井の仕上げの作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 717-01 金属建具取付工
- 717-02 建具ガラス取付工
- 717-03 内装仕上工

717-01 金属建具取付工

建物に金属製のドア・サッシ・シャッターなどの建具を取り付ける作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)金属製の外壁材を取り付ける作業に従事するもの [533-01]
- (2)金属製建具を製造する作業に従事するもの [536-01]
- (3)金属製の門扉・バルコニー・カーポートなどを取り付ける作業に従事するもの [719-99]

- 金属サッシ取付工、金属製ドア取付工、シャッター取付工
- × 金属サイディング工 [533-01]、金属製建具製造工 [536-01]、金属製バルコニー取付工 [719-99]、

717-02 建具ガラス取付工

建物の窓枠などにガラスをはめ込む作業に従事するものをいう。

壁・洗面台などに鏡を取り付ける作業に従事するものを含む。

- 板ガラスはめ込み工、鏡取付工、建具ガラスはめ込み工

717-03 内装仕上工

室内の床・壁・天井の仕上げの作業に従事するものをいう。

以下のものを含む。

(1)壁・天井下地に石膏ボードを張る作業に従事するもの

(2)プレハブ住宅の組立において部屋を仕切る壁・天井の下地を組み立てる作業に従事するもの

ただし、タイルの床張り作業に従事するもの〔712-03〕を除く。

- クロス張り職、ゴム床張工、室内装飾工、じゅうたん張工、プラスチック床張工、壁装工、リノリウム床張工
- × タイル張工〔712-03〕

718 防水工

建築物・土木施設の漏水防止・止水のため、アスファルト材・セメント材・合成樹脂材・合成ゴム材・樹脂接着剤・防水シートなどの塗布・貼り付け・吹き付け・注入・充填の作業に従事するものをいう。

なお、モルタルを用いて外壁を塗る作業に従事するものは、〔714〕に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

718-01 防水工

718-01 防水工

建築物・土木施設の漏水防止・止水のため、アスファルト材・セメント材・合成樹脂材・合成ゴム材・樹脂接着剤・防水シートなどの塗布・貼り付け・吹き付け・注入・充填の作業に従事するものをいう。

なお、モルタルを用いて外壁を塗る作業に従事するものは、〔714-01〕に分類する。

- 建築工事防水工、シーリング工（防水工事）、土木工事防水工
- × モルタル塗工〔714-01〕

719 その他の建設の職業

水中での作業、断熱の作業、測量の作業、住宅水回り設備の取り付け、水道工事の検査、その他 711～718 に含まれない建設の作業をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 719-01 潜水作業員
- 719-02 熱絶縁工
- 719-03 測量作業員
- 719-04 住宅水回り設備取付工
- 719-05 水道工事検査員
- 719-99 他に分類されない建設の職業

719-01 潜水作業員

防波堤などの建設のため海底に投入した石の敷きならし、水中における溶接、消波・護岸ブロックの据え付け、沈没船の解体・引き上げ準備、船底の清掃・補修、水中における測量などを行う作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)海難救助に従事するもの [442-01、459-99]

(2)潜水して水産物を採捕する作業に従事するもの [481-01]

○ サルベージ作業員、水中調査・測量作業員、潜水士（建設工事）

× 潜水士（海上保安庁）[442-01]、潜水士（海難救助）[459-99]、潜水漁師 [481-01]

719-02 熱絶縁工

ビル・工場の空調設備・蒸気装置などの配管に保温材を取り付けて断熱する作業に従事するものをいう。

○ 保温・保冷工

719-03 測量作業員

建築・土木工事にあたり、土地の位置・形状を測量するための作業に従事するものをいう。

なお、測量士または測量士補の免許を有し、測量の仕事に従事するものは、[093] に分類する。

○ 測量作業員

× 測量士 [093-01]、測量士補 [093-98]

719-04 住宅水回り設備取付工

洗面台・便器・ユニットバス・システムキッチンなどの住宅水回り設備の取り付け・据え付けの作業に従事するものをいう。

給湯機の取り付け・据え付けの作業に従事するものを含む。

ただし、配管工事にもつばらに従事するもの[716-01]を除く。

○ 給湯機取付工、システムキッチン取付工、洗面器取付工、便器取付工（事務用・事業用ビル）、便器取付工（住宅）、ユニットバス取付工

× 配管工 [716-01]

719-05 水道工事検査員

水道工事の施工内容と設計図・配管図とを照合する作業、測定機器を用いて水道管の漏水を調査する作業などに従事するものをいう。

○ 水道検査員、漏水調査員

719-99 他に分類されない建設の職業

看板の取り付け、プレハブ住宅の組立、その他 719-01～719-05 に含まれない建設の作業をいう。

- ALC 工、看板取付工、金属製バルコニー取付工、受水槽取付工、プレハブ住宅パネル組立工、窯業サイディング工

72 電気工事の職業

送電線・配電線・通信線の架設・保守の作業、電気通信設備の据え付け・保守の作業、電灯・電気照明設備などの配線・保守の作業、電気機械器具の据え付け・保守などの作業をいう。

なお、発電・変電・送電・配電装置の操作・監視・点検・保守の作業は、[69 定置・建設機械運転の職業] に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 721 送電線架線・敷設作業員
- 722 配電線架線・敷設作業員
- 723 通信線架線・敷設作業員
- 724 電気通信設備作業員
- 725 電気工事作業員

721 送電線架線・敷設作業員

送電線の架設・敷設・接続・保守の作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

721-01 送電線架線・敷設作業員

721-01 送電線架線・敷設作業員

送電線の架設・敷設・接続・保守の作業に従事するものをいう。

- 送電線架線作業員、送電線保守作業員、地中送電線敷設作業員

722 配電線架線・敷設作業員

配電線の架設・敷設・接続・保守の作業に従事するものをいう。

なお、建物内の電気配線工事の作業に従事するものは、[725] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

722-01 配電線架線・敷設作業員

722-01 配電線架線・敷設作業員

配電線の架設・敷設・接続・保守の作業に従事するものをいう。

なお、建物内の電気配線工事の作業に従事するものは、[725-01] に分類する。

- 地中配電線敷設作業員、配電線架線作業員、配電線保守作業員
- × 電気配線工事作業員 [725-01]

723 通信線架線・敷設作業員

通信線の架設・敷設・接続・保守の作業に従事するものをいう。

なお、建物内の通信線配線工事の作業に従事するものは、[724] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

723-01 通信線架線・敷設作業員

723-01 通信線架線・敷設作業員

通信線の架設・敷設・接続・保守の作業に従事するものをいう。

なお、建物内の通信線配線工事の作業に従事するものは、[724] に分類する。

- 屋外通信線架線作業員、海底通信ケーブル敷設作業員、地下通信ケーブル敷設作業員、通信線架線作業員、通信線保守作業員
- × 放送装置据付作業員 [724-01]、通信装置据付作業員 [724-02]、電話装置据付作業員 [724-03]

724 電気通信設備作業員

送信機・受信機・中継装置・電話機・電話交換機の据え付け・保守の作業に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)建物内の通信線配線工事の作業に従事するもの
- (2)通信線と端末機器とを接続する作業に従事するもの

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

724-01 放送装置据付・保守作業員

724-02 通信装置据付・保守作業員

724-03 電話装置据付・保守作業員

724-01 放送装置据付・保守作業員

テレビ・ラジオ放送用の送信機・受信機・中継装置の据え付け・保守の作業に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)建物内の通信線配線工事の作業に従事するもの
- (2)通信線と端末機器とを接続する作業に従事するもの
- CATV 工事作業員、テレビアンテナ工事作業員、テレビ中継設備保守作業員、放送装置保守作業員

724-02 通信装置据付・保守作業員

有線・無線通信用の送信機・受信機・中継装置の据え付け・保守の作業に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)建物内の通信線配線工事の作業に従事するもの
- (2)通信線と端末機器とを接続する作業に従事するもの
- (3)携帯電話基地局の設置・保守の作業に従事するもの
- 携帯電話基地局保守作業員、通信装置据付作業員、無線通信機据付作業員

724-03 電話装置据付・保守作業員

電話機・交換機・ファクシミリの据え付け・保守の作業に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)建物内の通信線配線工事の作業に従事するもの
- (2)通信線と端末機器とを接続する作業に従事するもの
- 交換機据付作業員、電話機据付作業員、ファクシミリ据付作業員

725 電気工事作業員

建物内の電灯・電気照明設備などの配線工事・保守の作業、電気工事の検査の作業、産業用電気機械・装置の据え付けの作業に従事するものをいう。

ただし、エレベーター・エスカレーターの据え付け作業に従事するもの [571] を除く。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 725-01 電気配線工事作業員
- 725-02 電気工事検査員
- 725-03 産業用電気機械・装置据付作業員
- 725-99 他に分類されない電気工事作業員

725-01 電気配線工事作業員

建物内の電灯・電気照明設備などの配線工事・保守の作業に従事するものいう。

鉄道車両・船舶・航空機の電気配線工事の作業に従事するものを含む。

- エアコン取付作業員（家庭用）、屋内電気配線工事作業員、航空機配線作業員、照明器取付作業員、船舶配線作業員、鉄道車両配線作業員、電気配線作業員、電工（電気配線工事）

725-02 電気工事検査員

建物内の電気配線工事の施工内容と設計図・配線図とを照合する作業、電力・電流・電圧計を用いて点検する作業に従事するものをいう。

- 電気工事検査員

725-03 産業用電気機械・装置据付作業員

金属工作機械・印刷機械などの産業用機械の据え付け・調整の作業、据え付けされた産業用機械に電動機・電気計測器などの電気機械を取り付け・調整する作業に従事するものをいう。

信号・通信設備などの鉄道用電気装置の据え付け・保守の作業に従事するものを含む。

- 産業用電気機械据付作業員、自動制御盤据付作業員、鉄道信号保守作業員、鉄道用電気装置据付保守員
- × エスカレーター据付作業員 [571-99]、エレベータ据付作業員 [571-99]

725-99 他に分類されない電気工事作業員

火災警報器の取り付け、太陽光発電装置の据え付け、その他 725-01～725-03 に含まれない電気工事の作業に従事するものをいう。

- オール電化工事作業員、警報器取付作業員、太陽光発電装置据付作業員

73 土木の職業

建設現場・土木工事現場における土砂の掘削などの作業、道路舗装の作業、鉄道線路工事の作業、ダム・トンネルの建設工事における掘削の作業をいう。

ただし、建設機械の運転の作業〔69 定置・建設機械運転の職業〕を除く。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 731 土木作業員
- 732 鉄道線路工事作業員
- 733 ダム・トンネル掘削作業員

731 土木作業員

建設現場・土木工事現場において、土砂の掘削、根切り、埋め戻し、締め固め、コンクリートの練り・流し込み、U字溝・土管の設置・埋設、アスファルト舗装・コンクリート舗装などの作業に従事するものをいう。

ただし、建設機械・舗装機械・コンクリート機械の運転にもっぱら従事するもの〔695〕を除く。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 731-01 建設・土木作業員
- 731-02 舗装作業員

731-01 建設・土木作業員

建設現場・土木工事現場において、土砂の掘削、根切り、埋め戻し、締め固め、コンクリートの練り・流し込み、U字溝・土管の設置・埋設などの作業に従事するものをいう。

造園工事に伴う土木作業に従事するものを含む。

ただし、建設機械の運転にもっぱら従事するもの〔695〕を除く。

なお、ダム・トンネルの建設工事において掘削の作業にもっぱら従事するものは、〔733-01〕に分類する。

- 建設作業員、護岸工事作業員、コンクリート作業員、造園土木作業員、土管配管作業員、土木作業員、法面保護作業員（コンクリート張り工事）
- × 建設用機械車両運転工〔695-01〕、ダム掘削作業員〔733-01〕、トンネル掘削作業員〔733-01〕

731-02 舗装作業員

アスファルト・コンクリートによる道路の舗装・補修、道路標識・支柱の設置、道路標識・区画線の塗装の作業に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)舗装機械の運転にもっぱら従事するもの [695-02]
- (2)コンクリート打設機械の運転にもっぱら従事するもの [695-99]
- アスファルト舗装作業員、コンクリート舗装作業員、道路区画線設置作業員、道路工事作業員、道路付帯設備取付作業員、道路補修作業員、道路舗装作業員
- × 舗装機械運転工 [695-02]、コンクリート打設機械運転工 [695-99]

732 鉄道線路工事作業員

鉄道・軌道のレールの敷設・保線の作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)鉄道用配電線の架設・敷設・接続・保守の作業に従事するもの [722]
- (2)鉄道用電気装置の据え付け・保守の作業に従事するもの [725]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

732-01 鉄道線路工事作業員

732-01 鉄道線路工事作業員

鉄道・軌道のレールの敷設・保線の作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)鉄道用配電線の架設・敷設・接続・保守の作業に従事するもの [722-01]
- (2)鉄道用電気装置の据え付け・保守の作業に従事するもの [725-03]
- 軌条作業員、軌道作業員、軌道舗石作業員、鉄道保線員、保線作業員
- × 電車線架線作業員 [722-01]、鉄道信号工事作業員 [725-03]

733 ダム・トンネル掘削作業員

ダム・トンネルの建設工事において、手持ちさく岩機・器具を用いて、さく岩・掘進を行う作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)ショベルカーなどの掘削機械の運転に従事するもの [695]
- (2)さく岩・掘進機械の運転に従事するもの [695]
- (3)落盤・崩落を防止するため、坑内に支柱を組む作業に従事するもの [749]
- (4)発破の作業にもっぱら従事するもの [749]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

733-01 ダム・トンネル掘削作業員

733-01 ダム・トンネル掘削作業員

ダム・トンネルの建設工事において、手持ちさく岩機・器具を用いて、さく岩・掘進を行う作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)ショベルカーなどの掘削機械の運転に従事するもの [695-01]

(2)さく岩・掘進機械の運転に従事するもの [695-99]

(3)落盤・崩落を防止するため、坑内に支柱を組む作業に従事するもの [749-01]

(4)発破の作業にもっぱら従事するもの [749-99]

○ ダム掘削作業員、トンネル掘削作業員

× ショベルカー運転工 [695-01]、さく岩機械運転工 [695-99]、シールド掘進機運転工 [695-99]、支柱員 [749-01]、発破員 [749-99]

74 採掘の職業

地表・地下・海辺・海底・河床などにおいて手持ち機械・工具を用いて各種鉱物を採掘する作業、採石場において各種石材を切り出す作業、じゃり・砂・粘土などを採取する作業、およびこれらに関連する作業をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 741 採鉱員
- 742 石切出作業員
- 743 じゃり・砂・粘土採取作業員
- 749 その他の採掘の職業

741 採鉱員

採鉱場において、鉱物（原油・可燃性天然ガスを除く）を採取するため、手持ち機械・工具を用いて坑道を掘進し、切羽を開き、採掘する作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)坑内においてダンプカーを運転して資材・原石・土砂などを運搬する作業に従事するもの [663]
- (2)掘削機械の運転に従事するもの [695]
- (3)石油・天然ガスを採取する作業に従事するもの [699]
- (4)落盤・崩落を防止するため、坑内に支柱を組む作業に従事するもの [749]
- (5)発破の作業にもっぱら従事するもの [749]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

741-01 採鉱員

741-01 採鉱員

採鉱場において、鉱物（原油・可燃性天然ガスを除く）を採取するため、手持ち機械・工具を用いて、坑道を掘進し、切羽を開き、採掘する作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)坑内においてダンプカーを運転して資材・原石・土砂などを運搬する作業に従事するもの [663-04]
- (2)掘削機械の運転に従事するもの [695-01]
- (3)石油・天然ガスを採取する作業に従事するもの [699-99]
- (4)落盤・崩落を防止するため、坑内に支柱を組む作業に従事するもの [749-01]
- (5)発破の作業にもっぱら従事するもの [749-99]

- 採鉱作業員

- × ダンプカー運転手 [663-04]、ショベルカー運転工 [695-01]、石油採取機械運転工 [699-99]、天然ガス採取機械運転工 [699-99]、支柱員 [749-01]、坑内運搬員 [749-99]、発破員 [749-99]

742 石切出作業員

採石場において、各種石材を切り出すため、表土取り・さく岩・石切り・大割りなどの作業に従事するものをいう。

砕石工場において、切り出した石の破碎・選別の作業に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)土石製品を製造するため、石工用機械・手道具を用いて石材の切断・表面研磨などを行う作業に従事するもの [542]
- (2)発破の作業にもっぱら従事するもの [749]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

742-01 石切出作業員

742-01 石切出作業員

採石場において、各種石材を切り出すため、表土取り・さく岩・石切り・大割りなどの作業に従事するものをいう。

砕石工場において、切り出した石の破碎・選別の作業に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)土石製品を製造するため、石工用機械・手道具を用いて石材の切断・表面研磨などを行う作業に従事するもの [542-09]
- (2)発破の作業にもっぱら従事するもの [749-99]

○ 石切出業者、砕石業者

× 石切工 [542-09]、砕石プラント運転工 [699-99]、発破員 [749-99]

743 じゃり・砂・粘土採取作業員

採取場において、じゃり・砂・粘土・庭石などを採取する作業に従事するものをいう。

ただし、掘削機械の運転に従事するもの [695] を除く。

なお、耐火粘土・砂鉍を採取する作業に従事するものは、[741] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

743-01 じゃり・砂・粘土採取作業員

743-01 じゃり・砂・粘土採取作業員

採取場において、じゃり・砂・粘土・庭石などを採取する作業に従事するものをいう。

ただし、掘削機械の運転に従事するもの [695-01] を除く。

なお、耐火粘土・砂鉍を採取する作業に従事するものは、[741-01] に分類する。

大分類 J 建設・採掘の職業

- じゃり採取作業、砂採取作業、庭石採取作業、粘土採取作業
- × ショベルカー運転工 [695-01]、砂鋳採取作業 [741-01]、耐火粘土採取作業 [741-01]

749 その他の採掘の職業

坑道の保持作業、その他 741～743 に含まれない採掘の作業をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

749-01 支柱員

749-99 他に分類されない採掘の職業

749-01 支柱員

坑道・トンネル内において、落盤・崩落を防止するため、支柱を組む作業に従事するものをいう。

- 坑内支柱員

749-99 他に分類されない採掘の職業

鋳物の選別作業、発破の作業、その他 749-01 に含まれない採掘の作業をいう。

- 坑内運搬員、選鋳員、発破員